

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
1	日赤託児所改修工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年4月15日	株式会社 竹口組 北海道北見市山下町4丁目2番8 号	2,310,000円	予定価格が250万円を超えない工事又は 製造であるため(日本赤十字社会計規則 施行細則第35条第1項)	
2	体外式ペースメーカー	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年7月8日	株式会社 竹山 北海道北見市本町5丁目4番10 号	1,061,500円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	道立北見病院分
3	逆浸透精製水製造装置 修理(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年7月28日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,551,990円	本機器の保守業務は、代理店である当該 業者のみの対応であり、契約の性質又は 目的が競争を許さない時に該当するため (日本赤十字社会計規則施行細則第36 条第3号)	
4	逆浸透水処理装置修理 (高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年7月28日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	3,718,220円	本機器の保守業務は、代理店である当該 業者のみの対応であり、契約の性質又は 目的が競争を許さない時に該当するため (日本赤十字社会計規則施行細則第36 条第3号)	
5	低温プラズマ滅菌器 保守点検業務	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年8月9日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,650,000円	本機器の保守業務は、代理店である当該 業者のみの対応であり、契約の性質又は 目的が競争を許さない時に該当するため (日本赤十字社会計規則施行細則第36 条第3号)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
6	透析RO水装置修理(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年8月19日	株式会社 竹山 北海道北見市本町5丁目4番10 号	1,991,000円	本機器の保守業務は、代理店である当該業者のみの対応であり、契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第36条第3号)	
7	北海道立北見病院201号室陰圧装置整備工事(HEPAフィルター取付工事)	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年9月18日	株式会社 アイテック 北海道北見市北4条東4丁目3番地	3,777,400円	緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	道立北見病院分
8	北海道立北見病院202号室陰圧装置整備工事(HEPAフィルター取付工事)	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年9月18日	株式会社 アイテック 北海道北見市北4条東4丁目3番地	3,689,400円	緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	道立北見病院分
9	自動精算機クレジットIC化対応業務	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年9月25日	日本電気 株式会社 北海道札幌市中央区大通西4-1	2,805,000円	本システムは従来より当該業者が対応しており、システム改修に必要な知識を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
10	医療用画像管理システム改修業務	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年10月5日	富士通 株式会社 北海道札幌市中央区北1条西2 丁目1番地	1,991,000円	本システムの保守業務は導入業者であり、システム改修に必要な知識を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
11	北見赤十字病院ICU (307号室)簡易陰圧装 置整備工事(HEPAフィ ルター取付工事)	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年10月19日	清水建設株式会社 北海道支店 北海道札幌市中央区北1条西2 丁目1番地	6,127,000円	緊急の必要により競争に付することができ ない場合に該当するため(日本赤十字社 会計規則第36条第3項)	
12	北見赤十字病院ICU (308号室)簡易陰圧装 置整備工事(HEPAフィ ルター取付工事)	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年10月19日	清水建設株式会社 北海道支店 北海道札幌市中央区北1条西2 丁目1番地	6,127,000円	緊急の必要により競争に付することができ ない場合に該当するため(日本赤十字社 会計規則第36条第3項)	
13	北見赤十字病院ICU感 染症患者・非感染症患 者入院エリア分離工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年10月19日	清水建設株式会社 北海道支店 北海道札幌市中央区北1条西2 丁目1番地	8,888,000円	緊急の必要により競争に付することができ ない場合に該当するため(日本赤十字社 会計規則第36条第3項)	
14	北見赤十字病院ICU入 退室感染対策工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年10月19日	清水建設株式会社 北海道支店 北海道札幌市中央区北1条西2 丁目1番地	6,765,000円	緊急の必要により競争に付することができ ない場合に該当するため(日本赤十字社 会計規則第36条第3項)	
15	北見赤十字病院感染性 汚物容器自動洗浄装置 用配管設備整備工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年10月19日	清水建設株式会社 北海道支店 北海道札幌市中央区北1条西2 丁目1番地	3,773,000円	緊急の必要により競争に付することができ ない場合に該当するため(日本赤十字社 会計規則第36条第3項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
16	カラー高精細液晶モニター	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年10月30日	株式会社 常光 北海道北見市清月町3-4	1,320,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
17	カラー高精細液晶モニター	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年10月30日	株式会社 常光 北海道北見市清月町3-4	1,320,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
18	ナビゲーションシステム 保守点検業務	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年11月27日	株式会社 ムトウ 北海道北見市卸町3丁目5番地2	1,617,000円	本機器の保守業務は、代理店である当該 業者のみの対応であり、契約の性質又は 目的が競争を許さない時に該当するため (日本赤十字社会計規則施行細則第36 条第3号)	
19	核医学画像診断装置保 守点検業務	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年11月30日	GEヘルスケアジャパン 株式会 社 東京都日野市旭が丘4-7-127	1,617,000円	契約業者は当該機器の納品業者であり、 適切な保守業務の実施が可能なのは同 社のみであることから、契約の性質又は目 的が競争を許さないときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
20	ベッドパンウォッシャー	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年12月4日	株式会社 竹山 北海道北見市本町5丁目4番10 号	1,595,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
21	内視鏡洗浄履歴管理システム更新	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年12月17日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	2,530,000円	本システムは従来より当該業者が対応しており、システム更新に必要な知識を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
22	地域医療連携システム/ 電子カルテシステム接 続業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年12月22日	日本電気 株式会社 北海道札幌市中央区大通西4-1	1,430,000円	本システムの保守業務は導入業者であり、システム改修に必要な知識を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
23	北館陰圧室 窓枠内内 臓ブライント設置工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年12月23日	清水建設株式会社 北海道支店 北海道札幌市中央区北1条西2 丁目1番地	1,032,900円	緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
24	除細動器	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年12月24日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,485,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	
25	地域医療連携システム 更新	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年12月25日	株式会社 HDC 北海道札幌市中央区南1条西10 丁目2番地	16,500,000円	本システムは従来より当該業者が対応しており、システム更新に必要な知識を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
26	連携充実加算取得に係る 文書作成システム整備	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和2年12月28日	株式会社 北見コンピュータ・ビ ジネス 北海道北見市北2条西3丁目6番 地	2,200,000円	緊急の必要により競争に付することができ ない場合に該当するため(日本赤十字社 社会計規則第36条第3項)	
27	電子カルテシステム改 元対応追加業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年1月25日	日本電気 株式会社 北海道札幌市中央区大通西4-1	1,870,000円	本システムの保守業務は導入業者であり、 システム改修に必要な知識を有している ことから、契約の性質又は目的が競争を 許さないときに該当するため。(日本赤十 字社会計規則第36条第3項)	
28	体外式ペースメーカー	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年1月26日	株式会社 竹山 北海道北見市本町5丁目4番10 号	1,061,500円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	道立北見病院分
29	FFPバッグ解凍器	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年1月28日	大槻理化学 株式会社 北海道北見市御町1丁目6番地2	1,086,800円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
30	ベッドサイドモニター	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年1月29日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,100,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
31	ベッドサイドモニター	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年1月29日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,100,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
32	ベッドサイドモニター	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年1月29日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,100,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
33	ベッドサイドモニター	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年1月29日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,100,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
34	北館外来口腔外科外来 非常電源切替工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年2月12日	東光電気工事株式会社 北海道支 社 北海道札幌市中央区北1条西3 丁目3-22	1,186,900円	予定価格が250万円を超えない工事又は 製造であるため(日本赤十字社会計規則 施行細則第35条第1項)	
35	エアウェイマネジメントモ バイルスコープ	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年2月25日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,452,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
36	エアウェイマネジメントモ バイルスコープ	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年2月25日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,452,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
37	電子カルテシステム診 療報酬改定対応業務 (高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年3月8日	日本電気 株式会社 北海道札幌市中央区大通西4-1	4,994,000円	本システムの保守業務は導入業者であ り、システム改修に必要な知識を有してい ることから、契約の性質又は目的が競争を 許さないときに該当するため。(日本赤十 字社会計規則第36条第3項)	
38	救急病棟陰陽圧透析用 給排水管増設工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年3月9日	株式会社 アイテック 北海道北見市北4条東4丁目3番 地	1,573,000円	緊急の必要により競争に付することができ ない場合に該当するため(日本赤十字社 社会計規則第36条第4項)	
39	医療用画像管理システ ム修理(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年3月11日	日本電気 株式会社 北海道札幌市中央区大通西4-1	2,200,000円	本システムの保守業務は導入業者であ り、システム改修に必要な知識を有してい ることから、契約の性質又は目的が競争を 許さないときに該当するため。(日本赤十 字社会計規則第36条第3項)	
40	高精度放射線治療シス テム更新	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年3月18日	株式会社 常光 北海道北見市清月町3-4	77,000,000円	本システムは従来より当該業者が対応し ており、システム更新に必要な知識を有し ていることから、契約の性質又は目的が競 争を許さないときに該当するため。(日本 赤十字社会計規則第36条第3項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
41	電子カルテシステム壁 掛液晶ディスプレイ交換 作業(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年3月18日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,628,000円	本機器の保守業務は、代行業者である当該業者のみの対応であり、契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第36条第3号)	
42	空気感染隔離ユニット	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年3月22日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	2,291,300円	緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
43	空気感染隔離ユニット	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年3月23日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	3,504,600円	緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
44	高精度放射線治療システム/電子カルテシステム 接続業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年3月23日	日本電気 株式会社 北海道札幌市中央区大通西4-1	4,620,000円	本システムの保守業務は導入業者であり、システム改修に必要な知識を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
45	マルチレーザープリンタ /病理検査システム接続 業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年3月24日	富士通JAPAN 株式会社 北海道札幌市中央区北二条西 4-1	2,099,900円	本システムの保守業務は導入業者であり、システム改修に必要な知識を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
46	空気感染隔離ユニット	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年3月24日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	2,291,300円	緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	道立北見病院分
47	空気感染隔離ユニット	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年3月25日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,884,300円	緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	道立北見病院分
48	エアウェイマネジメントモ バイルスコープ	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年3月30日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,452,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	
49	エアウェイマネジメントモ バイルスコープ	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年3月30日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,452,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	
50	エアウェイマネジメントモ バイルスコープ	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年3月30日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,452,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
51	診療情報管理システム 更新	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年3月31日	日本電気 株式会社 北海道札幌市中央区大通西4-1	19,800,000円	本システムは従来より当該業者が対応しており、システム更新に必要な知識を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	